

公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 本・支部事務局一覧

※営業日・営業時間はそれぞれ異なります

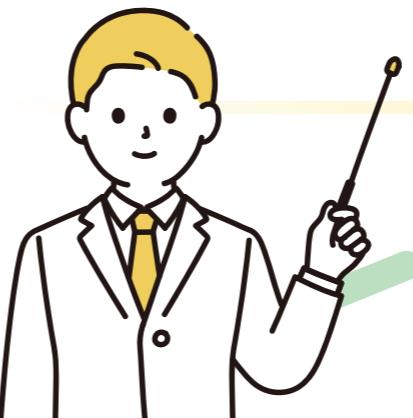
- 本部 〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町 6-15 TEL 048-811-1820 (代表)
- 川口支部 〒332-0034 川口市並木 2-24-21 TEL 048-255-7711
- 南彩支部 〒335-0022 戸田市上戸田 1-14-10 TEL 048-229-4630
- さいたま浦和支部 〒330-0061 さいたま市浦和区常盤 6-2-1 井原屋ビル 2 階 TEL 048-834-6711
- 大宮支部 〒330-0845 さいたま市大宮区仲町 1-104 大宮仲町 AK ビル 9 階 TEL 048-643-5051
- 彩央支部 〒362-0017 上尾市二ツ宮 750 上尾商工会議所内 TEL 048-778-3030
- 埼玉北支部 〒360-0847 熊谷市籠原南 3-187 TEL 048-533-8933
- 本庄支部 〒367-0026 本庄市朝日町 3-1-19 TEL 0495-24-6506
- 埼玉東支部 〒340-0003 草加市稻荷 3-18-2 TEL 048-932-6767
- 越谷支部 〒343-0813 越谷市越ヶ谷 2-8-23 TEL 048-964-7611
- 埼玉支部 〒345-0822 南埼玉郡宮代町笠原 2-2-7 ノアコーポ 2 階 TEL 0480-31-1157
- 北埼支部 〒348-0046 羽生市中岩瀬 1059-2 TEL 048-562-5900
- 県南支部 〒351-0011 朝霞市本町 1-2-26 WJ・A-1 ビル 2 階 TEL 048-468-1717
- 埼玉西部支部 〒350-1123 川越市脇田本町 14-20 遠藤ビル 3 階 TEL 049-265-6390
- 所沢支部 〒359-1121 所沢市元町 28-17 元町郵便局 2 階 TEL 04-2924-6599
- 彩西支部 〒350-1325 狹山市根岸 1-1-1 TEL 04-2969-6060
- 秩父支部 〒368-0024 秩父市上宮地町 10-8 TEL 0494-24-1774

● 令和7年4月1日より
不動産業界では社員のプライバシー保護
が強化されます！

宅地建物取引業法に基づく宅建業者閲覧制度について
閲覧対象からプライバシー情報（住所等）が除外されます

事務所掲示物である業者票記載事項から
専任の宅地建物取引士の氏名が削除

事務所に備える従業者名簿の記載項目から
プライバシー情報（性別・生年月日）を削除



改正後の様式（参考）

従業者名簿					
氏名	従業者証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士であるか否かの別	この事務所の従業者となった年月日	この事務所の従業者でなくなった年月日

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣（　）第　号
免許有効期間	年　月　日から 年　月　日まで
商号または名称	
代表者氏名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数	(宅地建物取引業に従事する者の数)　人
主たる事務所の所在地	
	電話番号(　)

►►次のページには本改正により
埼玉県宅建協会が実施するプライバシー保護についてのお知らせがあります

埼玉県宅建協会が実施する プライバシー保護への対応について



埼玉県宅建協会では、令和7年4月1日施行の業者票・従業者名簿の改正に伴い、これまで会員事務所に義務付けていた従事者の顔写真や氏名の掲示を見直しました。

近年、不動産業界従事者のプライバシー保護の重要性が高まるとともに、カスタマーハラスメントが社会問題となっています。こうした背景を踏まえ、従事者の安全確保とプライバシー保護を目的として、以下の1~4の項目について、掲示義務を廃止・任意化いたしました。

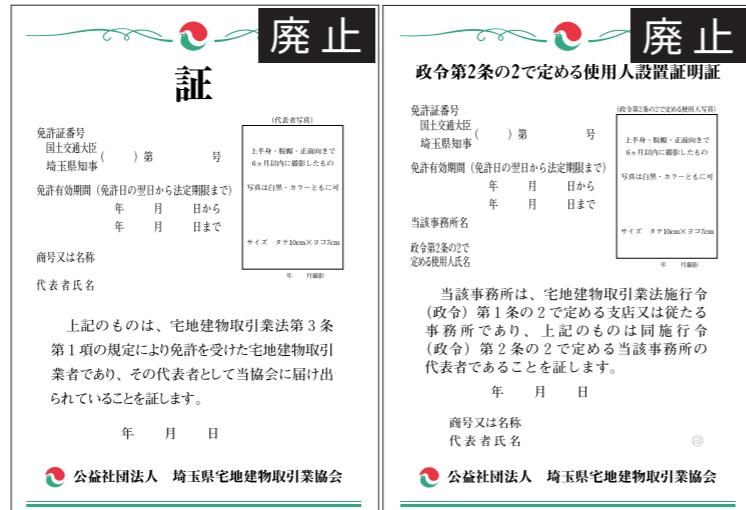
| 1 証（代表者）

| 2 政令第2条の2で定める使用人

近県でも上記2種の掲示物は発行していないことから、顔写真や氏名を本会が掲示義務を課すのはプライバシー保護のため避けるべきとの判断により廃止いたします。（令和7年4月1日改正）

※会員事務所へ今まで掲示いただいたおりました、1~2の掲示物につきましては、義務付けを廃止し破棄することとなりました。

1・2 の掲示物は 廃止しました



3・4 の掲示物は 義務→任意へ変更しました



| 3 専任の宅地建物取引士 書式変更

| 4 供託票

宅建協会としての義務付けを廃止し一部書式変更を実施のうえ、会員の判断で任意に掲示することにいたしました。

※専任の宅建士から宅建士全員に対応するよう書式変更いたしました。（令和7年4月1日改正）

詳細は埼玉宅建HP

にてご確認ください

埼玉宅建 ホチッ 検索



公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会

埼玉県さいたま市浦和区東高砂町6-15 埼玉県宅建会館 TEL048-811-1868

ハトマークが宅建協会のシンボルマークです／

埼玉県宅建協会会員事務所の掲示物一覧

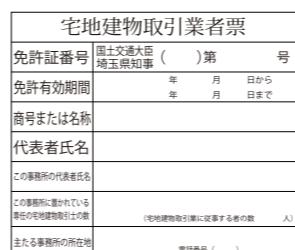
埼玉県宅建協会に加入された方は、入会時に下記掲示物を事務所に掲示いただいております。シンボルマークの「ハトマーク」は、「会員とユーザーの信頼の絆」を表しており、私たちが目指していくべき姿の象徴です。住まい探しはハトマークのお店にご相談ください。

埼玉県宅建協会では、掲示物を汚損や紛失された会員様向けに本部と支部にて掲示物の販売もしております。

（※価格は令和7年4月1日時点の税込価格です）

宅地建物取引業者票

※宅建業法上の掲示義務有



販売価格 110円

報酬額表



※宅建業法上の掲示義務有

（会員限定）

協会 HP よりダウンロード可

販売価格 210円

埼玉県宅建協会 会員之章



協会 HP から注文書でご購入いただけます。

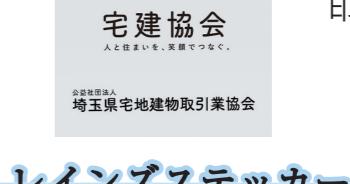
販売価格 1,030円

保証協会 会員之証



※本部のみ取扱い
ご希望の方は直接本部までお問い合わせください。

TEL : 048-811-1835(直通)



宅建協会会員事務所はこちらのハトマークステッカーが目印です！

販売価格 360円

公取協ステッカー



（公財）首都圏公取協にて取扱い
詳しくは直接公取協へお問い合わせください。

TEL : 03-3261-3811

手付金保証ステッカー



（公社）全宅保証の事業となります。

販売価格 210円